

協働の基本原則（6つのルール）

協働を実施する上で、「協働の基本原則」を互いに理解することが必要です。

①協働の目的の共有

協働の取り組みを行う組織が、お互いに協働の目的や意義、必要性などを明確にし、それぞれが理解したうえで、お互いの課題や情報を共有することが大切です。

②自立性・対等性の尊重

組織としてお互いの自立性を尊重し合い、対等の関係であることを意識し、それぞれの特性を存分に発揮できる環境づくりが大切です。

③信頼関係の構築

協働の主体は、異なる組織であるため、十分なコミュニケーションを図ることが必要です。お互いを充分理解し、認め合いながら信頼関係を構築したうえで、進めていくことが大切です。

④役割・責任の明確化

自らの得意とする分野を担うなど、それぞれの組織の特性に合わせた役割分担を決めるとともに、責任の所在や範囲を明確にしておくことが大切です。

⑤期限の明確化と評価

協働の主体が、お互いに過度な依存関係にならないよう、あらかじめ期限を定め、定期的に経過や進行状況の報告、検討の機会を設け、取り組みなどについての評価を行うことが大切です。

⑥透明性の確保

協働における情報は、透明性を図ることが大切です。お互いの関係が分かる状態にするとともに、適宜情報を公開することも大切です。

協働の領域（範囲） ～市民と行政との関わり方～

市民の領域		協働の領域			行政の領域	
市民主体	市民主導	双方同等	行政主導	行政主体		
市民が主体的に活動を行う	市民主導のもとに行政の協力で行う	市民と行政が連携と協力で行う	行政主導のもとに市民の協力で行う	行政が自らの責任で行う		
各領域の事例（協働の形態など）						
地区の行事 個人・団体のボランティア活動など	後援など	共催 実行委員会・協議会 事業協力など	委託など	各種公共事業 許認可・行政処分 など		
	補助・助成 イベント企画型実行委員会など					
	情報交換・情報提供など					

協働の進め方



協働の効果（期待されること）

市民^{*1}にとっては…

市民一人ひとりが良いまちづくりを目指して自主的、自発的に地域の課題解決に関わることで、自治意識が醸成されて、市民のニーズに合った迅速かつ、きめ細かい多様なサービスの提供が期待されます。

地域（行政区）にとっては…

市民一人ひとりの自治意識の醸成が図られたことにより、地域の実情に応じた新たな地域コミュニティの構築が期待されます。

市民活動団体^{*2}にとっては…

市民活動団体などが、身近な地域課題の解決に参画し協働で取り組むことで、「自分たちのまちは自分たちでつくりあげていく」という意識が芽生え、自発的活動による協働の取り組みが盛んになることが期待されます。

事業者^{*3}にとっては…

事業者は、社会貢献活動に取り組むことにより、地域社会の一員としての信頼を得ることや社会的価値の向上につながります。また、従業員においても社会貢献への意識向上により、ボランティア活動の広がりや、能力の向上、他の組織とのネットワークの構築が期待されます。

行政にとっては…

様々な分野の組織との協働により、その特性や資源を有効に活用することで市民ニーズをよりの確に把握し、それらに合わせたきめ細やかな公共サービスを提供することができます。また、行政とは違う考え方に触れることにより、職員の意識改革と資質向上、行政改革の推進にもつながります。

※1 市民とは市内に住む人、市内で働く人、学ぶ人、活動する人達をいいます。（矢板市まちづくり基本条例より）

※2 市民活動団体とは、営利を目的としないで、さまざまな社会貢献活動を行っている民間の団体（NPO法人を含む市民活動、団体等）、またはこれから新たに活動しようとする団体をいいます。

※3 事業者とは、市内において事業活動を行う企業をいいます。（矢板市まちづくり基本条例より）